

自治会等の法人化 (認可地縁団体) 手引

令和 2年 2月作成

令和 3年 4月改正

令和 4年 1月改正

大田市役所総務部総務課

住所：〒694-8502 大田市大田町大田口 1111 番地

TEL：(0854) 83-8013

FAX：(0854) 82-8944

E-mail：o-sosoumu@city.ohda.lg.jp

目次

I	制度の概要	
1.	<u>地縁による団体とは</u> ……………	2
2.	<u>認可地縁団体とは</u> ……………	2
II	認可申請手続き	
1.	<u>地縁による団体が法人格を得るには</u> ……………	3
2.	<u>認可の要件</u> ……………	3
3.	<u>認可手続きの流れ</u> ……………	4
4.	<u>認可申請の事前準備</u> ……………	5
5.	<u>認可申請に必要な書類</u> ……………	6
6.	<u>認可について</u> ……………	7
III	認可後の地縁団体	
1.	<u>認可地縁団体の性質</u> ……………	8
2.	<u>地方自治法の規定による運営・取扱い</u> ……………	9
3.	<u>税関係の手続き</u> ……………	10
4.	<u>認可地縁団体への課税</u> ……………	10
5.	<u>税に関する問い合わせ先</u> ……………	11
6.	<u>不動産登記について</u> ……………	11
7.	<u>告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き</u> ……………	12
8.	<u>規約の変更手続き</u> ……………	13
9.	<u>地縁団体台帳（写し）の発行について</u> ……………	14
10.	<u>印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について</u> ……………	14
IV	認可の取消と解散	
1.	<u>認可の取消</u> ……………	15
2.	<u>認可地縁団体の解散</u> ……………	15
V	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	
1.	<u>認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは</u> ……………	15
2.	<u>申請の要件</u> ……………	15
3.	<u>申請の流れ</u> ……………	16
4.	<u>地方自治法第260条の38第1項に掲げる事項を疎明するに足りる資料</u> ……………	17
5.	<u>その他</u> ……………	18

I 制度の概要

これまで、自治会等には法人格が認められていなかったため、団体名義での不動産の登記ができず、自治会等で所有する集会所等の不動産の登記は、当該団体の代表者等の個人名でされていました。そのため、登記名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が起きていました。

このような問題を対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会等の地縁による団体が一定の手続きを行い、法人格を取得し、団体名での不動産等の登記ができるようになりました。

令和3年11月26日に地方自治法の一部がさらに改正され、認可を受ける目的が、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」から「地域的な共同活動を円滑に行うため」に改正され、不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても認可地縁団体の認可を受けられるようになり、認可申請書への保有資産目録又は保有予定資産目録の添付が不要となります。（地方自治法施行規則第18条第1項の改正）

1. 地縁による団体とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。

したがって、自治会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対して、次のような団体は、地縁による団体とは考えられません。

- ① 青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することの他に性別や年齢等を条件とする団体
- ② スポーツ同好会や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体

2. 認可地縁団体とは

これまで、自治会等には法人格が認められていなかったため、「当該団体の代表者個人」又は「役員の共有名義」で不動産登記されており、登記名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が起きていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。市の認可により法人格を得た地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、NPO法人等と異なり、法人としての登記は必要ありません（登記に代わるものが告示になります）。

II 認可申請手続き

1. 地縁による団体が法人格を得るには

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要となります。

認可を受ける前提として、地方自治法の改正前は、地縁による団体が法人格を得ることにより、「不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があること」が前提でしたが、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」に改正され、不動産に関する要素が削られました。

2. 認可の要件

以下の4項目を全て満たしていることが認可の要件となります。なお、認可の後にこれらの要件を充たさなくなった団体は、認可取消しとなります。

項目	要件（地方自治法第260条の2第2項から第4項まで）
目的	地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。（申請時、活動実績報告書の提出にて確認します） ※ 地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会等の活動であり、規約に明記することが必要となります。
区域	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。 ※ 区域は、団体の構成員だけでなく市民にとって客観的に明らかな形で境界が画されていることが必要となります。町名および地番又は住居表示により区域を表示するほか、市民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することもできます。また、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対しては認可することはできません。
構成員	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※ 年齢や性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人が構成員になれることが規約に定められている必要があります。相当数の者とは、区域内の全住民の過半数です。
規約	地方自治法に沿った規約を定めていること。 ※ 規約には、目的、名称、区域、事務所所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていることが必要となります。

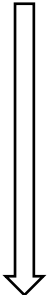
3. 認可手続きの流れ

1. 事前準備



- ・ 規約の整備や運営、書類の作成等を総務部総務課と相談。
- ・ 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、地縁団体名義への変更の同意取得等。

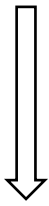
2. 総会の開催



- ・ 既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催（無い場合は規約を整備した後開催）。

【協議事項】		【作成資料】
① 規約の承認	→	規約
② 認可申請することの議決	→	総会議事録
③ 代表者の選出	→	代表就任承諾書
④ 構成員の確定	→	構成員名簿

3. 申請



【提出書類】詳細は6ページ

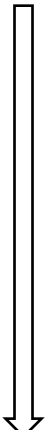
① 認可申請書	④ 構成員名簿
② 規約	⑤ 活動実績報告書
③ 総会議事録	⑥ 代表就任承諾書

4. 審査



- ・ 認可要件、提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定。

5. 認可・告示



- ・ 市の認可により、法人格を取得
- ・ 下記項目の告示により、認可地縁団体としての効力が発生。

【告示事項】

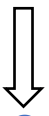
① 名称	② 規約に定める目的	③ 区域
④ 事務所所在地	⑤ 代表者氏名及び住所	
⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無、並びに職務代行者選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)		
⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)		
⑧ 解散の事由		
⑨ 認可年月日		

6. 印鑑登録(市民課)



- ・ 団体の印鑑登録を行う。

7. 証明書の発行(市民課)



- ・ 地縁団体台帳(写し)の申請(不動産登記に必要、地縁団体台帳交付請求書を市民課へ)。
- ・ 印鑑登録証明書の申請・発行(同上)。

8. 不動産の登記(法務局)・各種届出



- ・ 登記完了後、その内容について総務部総務課へ連絡する(任意)。

9. 税に関する届出

- ・ 収益事業を行わない場合、認可後2か月以内に申告書等を届出る(詳細はP.10参照)
- ・ 収益事業を行う場合の届出時に必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

4. 認可申請の事前準備

自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき召集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会、評議会等での議決は認められません）。

総会召集手続き等を定めた規約が現在の自治会等において整備されていない場合には、まず規約の整備を行う必要があります。また、それ以外にも認可の申請に必要な事項（認可要件に合致する規約の決定又は改正、構成員の確定、代表者の決定など）も総会決議が必要となります。

(1) 規約の整備（定めなければならない事項）

必須項目	内容
① 目的	<p>良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。</p> <p>スポーツ同好会などの、特定の活動を目的とするものは不可。</p>
② 名称	<p>特に制限はありませんが、他の法令により使用制限のあるもの、類似のものは使用できません。「商工会」「農事組合」「農協」など。</p> <p>客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。</p>
③ 区域	<p>現に地域的な共同活動を行っていて、住民にとっても客観的に明らかな区域を町名、地番で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。</p> <p>認可申請にあたり新しく定めた区域は不可。</p>
④ 事務所所在地	<p>団体の所在地を表すものなので、団体内部の連絡や会合に最も適したところが良く、集会所・代表者の自宅などが一般的。</p>
⑤ 構成員の資格	<p>区域に住所を有する全ての個人は構成員になれるものとし、当団体は正当な理由がない限りこれを拒んではならない旨を必ず定めること。</p> <p>構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（例えば、年齢、性別、国籍などの制限等）を設けてはいけません。</p> <p>加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。</p>
⑥ 代表者	<p>代表者は1人とし、その選出方法、任期、権限、代表者に任命する事項等を定める。（地方自治法第260条の5から第260条の10の規定）</p>
⑦ 会議	<p>通常総会・臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などについて定める。構成員の表決権は平等とする。（地方自治法第260条の13から第260条の19の規定）</p>
⑧ 資産	<p>資産の構成及び取得、処分等の管理方法を定める。</p> <p>また、財産目録を作成することが義務づけられていますので留意ください。（地方自治法第260条の4）</p> <p>なお、負債財産は規定する必要はなく、保有資産の構成は「別に定める財産目録記載の資産」としても構いません。</p>

以上の8つの事項の他に、必要事項を定めることは差し支えありません。

(2) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

(3) 構成員の確定

構成員を明確化するにあたり、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

5. 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会等でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前に総務部総務課に相談して下さい。

(1) 認可申請書

代表者の押印は不要です。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約

上記4. (1) の定めたもので、総会で議決された認可要件に合致するもの

また、(ア) 規約の変更に関する事項、(イ) 解散に関する事項、(ウ) 残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※ 規約を作成し、総会に諮る前に事前に総務部総務課に相談して下さい。(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため)

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿

構成員(過半数)の住所・氏名を記載したもので、自治会等の区域内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。未成年者も会員である場合には未成年者を含めた氏名の記入が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度分程度の活動実績報告書が必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

(ア) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名があるもの

(イ) 申請者が代表者となることを受諾した旨の代表就任承諾書で申請者本人の署名があるもの

(7) 区域を示した図面

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該地域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料(地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面)を添付してください。

6. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。

(不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。)

また、告示される内容は以下のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所所在地
- ⑤ 代表者氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無、並びに職務代行者選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

※ 告示された内容に変更があった場合は速やかに総務部総務課に届出てください（12ページ参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1. 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

権利	<p>団体名義での資産登記</p> <p>不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。</p> <p>これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。</p> <p>但し、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）が掛かります。</p>
	<p>団体名義での法律行為</p> <p>法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。</p>
義務	<p>地方自治法の規定による運営・取扱い</p> <p>認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。</p> <p>⇒詳細は9ページ</p>
	<p>税関係の手続き</p> <p>収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。</p> <p>⇒詳細は10～11ページ</p>
	<p>変更の手続き</p> <p>団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。</p>

2. 地方自治法の規定による運営・取扱い

団体の独立性〔法第260条の2第6項〕

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。
地縁による団体は認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

構成員について〔法第260条の2第7項～8項〕

正当な理由なく、（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等を除き）
住民の加入を拒むことはできません。
また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

政治的中立〔法第260条の2第9項〕

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

代表者の行為についての損害賠償責任〔法第260条の2第15項〕

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

財産目録の作成〔法第260条の4〕

認可申請時及び年度終了時に、財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。

構成員名簿の更新〔法第260条の4第2項〕

構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。

総会について〔法第260条の13～法第260条の19〕

- ・ 年1回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければならない。
- ・ 総会の開催の遅くとも5日前までに、会議の目的を示して周知しなければならない。
- ・ 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務にはすべて総会の決議が必要。
- ・ 構成員の表決権は平等とすること。
- ・ 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有さない。

代表者について〔法第260条の5～法第260条の10〕

- ・ 1人の代表者を置くこと。
- ・ 代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約・総会の決議に反することはできない。
- ・ 団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有さない。

3. 税関係の手続き

認可後は、下記の書類を速やかに提出しなければなりません。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
石見大田税務署	—	<ul style="list-style-type: none"> 法人設立届出書 収益事業開始届出書
島根県西部県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する申告書 収益事業開始届出書
大田市役所税務課	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立・異動申告書 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立・異動申告書

※ 設立の届出の際に提出する書類として申告書の他、地縁団体台帳及び規約の写しが必要です。また、書類への押印は、団体の印鑑になりますが、押印が必要かどうかは各機関にお問い合わせください。

※ 収益事業開始の届出時に必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

4. 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」（固定資産税については、その不動産の用途）によって減免措置が適用となる場合があります。

※ 地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第15章」で定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、石見大田税務署までお問い合わせください。

税目		認可地縁団体	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (登記の際)	課税	課税
県税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 ※減免措置あり	課税
市税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税 ※減免措置あり

※ 税に関する申告書は、毎年度提出してください

※ 地方税（県・市税）の申告、申請、納税等の手続きがインターネットで利用できるシステム

（eLTAX：エルタックス）があります。詳細については、eLTAXに関するホームページをご覧ください。

5. 税に関する問い合わせ先

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各担当機関にお問い合わせ下さい。

税機関名	取扱税目	連絡先
石見大田税務署	法人税	〒694-8501 島根県大田市大田町大田イ289-2 電話：0854-82-0980（自動音声で案内）
松江地方法務局出雲支局	登録免許税	〒693-0028 島根県出雲市塩冶善行町13-3 電話：0853-20-0721
島根県西部県民センター	法人県民税 法人事業税 不動産取得税	〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 電話：0855-29-5519
大田市役所税務課	法人市民税 固定資産税	〒694-8502 島根県大田市大田町大田01111 電話：（法人市民税）0854-83-8022 （固定資産税）0854-83-8024

※ 税金等に関する届出書類等が送付されることがありますので、集会施設を事務所としている場合は、書類の送付先を代表者宅宛にする手続きを行ってください。

6. 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（松江地方法務局出雲支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、市役所が発行する「地縁団体台帳（写し）」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局にご確認下さい。

松江地方法務局出雲支局

〒693-0028 島根県出雲市塩冶善行町13-3 ☎0853-21-0721

なお、登記の際には、「固定資産評価額×1000分の20」で算出した登録免許税がかかります。固定資産評価額については、固定資産評価証明書により確認いただくこととなりますが、証明書発行に際しては、事前に市役所税務課に確認をお願いします。

※ 土地の所有者以外の方が固定資産評価証明書を請求する場合、委任状もしくは所有者の相続人であることを証明できる書類（所有者が亡くなっている場合）が必要です。

7. 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、市に届け出を行わなければなりません。

なお、変更事項は市の告示により対外的に有効となります。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約で定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所所在地
- ⑤ 代表者氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無
（有の場合はその氏名・住所）
- ⑦ 代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めている場合は、その事由
- ⑨ 認可年月日

1. 総会の開催

- ・ 規約に従い総会を開催

【協議事項】

- ① 変更する事項についての議決（代表者変更の場合）

【作成資料】

- 総会議事録
- 代表就任承諾書

2. 申請

【提出書類】

- ① 告示事項変更届出書
- ② 総会議事録
- ③ （代表者変更の場合は代表就任承諾書）

3. 審査

- ・ 提出書類の内容等を市で審査

4. 告示

- ・ 市の告示により変更の効力が発生

8. 規約の変更手続き

団体の規約を改正する場合にも、市に届け出を行う必要があります。

なお、改正後の規約は、市の認可により対外的に有効となります。（規約の変更内容が告示事項の変更を伴う場合、上記. 7記載の告示事項変更届出書の提出が必要です）

1. 総会の開催

- ・ 規約に従い総会を開催

【協議事項】

- ① 規約変更についての議決

【作成資料】

総会議事録

変更の内容、理由を記載した書類

2. 申請

【提出書類】

- ① 規約変更認可申請書（告示事項に変更がある場合：告示事項変更届出書）
- ② 規約変更の内容、理由を記載した書類
- ③ 総会議事録

3. 審査

- ・ 提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

4. 認可

- ・ 市の認可により、規約変更の効力が発生

⇒市は、認可地縁団体台帳を変更し、代表者に規約変更認可通知書を発送。

9. 地縁団体台帳（写し）の発行について

不動産登記等の際には、告示事項証明書（地縁団体台帳（写し））が必要です。

項目	手数料	受付窓口	必要なもの
地縁団体台帳（写し）の発行	300円	大田市役所 市民課	・ 地縁団体台帳交付請求書 ・ 請求する人の身分証明書

大田市役所市民課 ☎0854-83-8067

10. 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

(1) 認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

印鑑登録関係及び証明書の発行に関する手続きは以下のとおりです。

項目	手数料	受付窓口	必要なもの
印鑑登録	300円	大田市役所 市民課	・ 登録（内容変更）する印鑑 ・ 印鑑登録済みの代表者の個人印鑑 ・ 官公署が発行した顔写真付き身分証明書 【例】運転免許証、個人番号（マイナンバー）カードなど
印鑑登録内容の変更			
印鑑登録の廃止 ※ 団体解散の場合は、 市の職権で登録抹消	無料		
印鑑登録証明書の発行	300円		

(2) 次のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ・ 印影面の大きさが1辺30ミリの正方形に収まらないもの（上限）
- ・ 印影面の大きさが1辺8ミリの正方形に収まるもの（下限）
- ・ 印材がゴム、その他変形しやすいもの
- ・ 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
- ・ その他市長が不相当と認めるもの

※ 印鑑の登録・証明書の発行についてご不明な点は、市民課までお問い合わせ下さい。

大田市役所市民課 ☎0854-83-8067

IV 認可の取消と解散

1. 認可の取消

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

- ① 認可要件を充たさなくなった場合
 - ・ 活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・ 団体が相当期間活動していない場合
 - ・ 住民の加入を、正当な理由なく拒否した場合
 - ・ 構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

2. 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消
- ④ 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤ 構成員が「相当数」に充たなくなった場合

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、平成27年4月1日より、地方自治法が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2. 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3. 申請の流れ

1. 事前準備

- ・ 書類の作成等を総務部総務課と相談。
- ・ 地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等。

2. 総会の開催

- ・ 規約に従い、総会を開催。

【協議事項】

- ① 申請不動産の所有に至った経緯について議決
- ② 特例適用を申請する議決

【作成資料】

- 総会議事録
- 公告申請書

3. 申請

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ② 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記予定不動産）の登記事項証明書
- ③ 申請不動産について、公告申請することについて総会で議決したことを証する書類（なお、法改正前に認可を受けた団体については、法改正前に定められていた保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がある場合は、この書類に代えて、当該目録を用いることが可能です）
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

4. 審査

- ・ 申請の要件、提出書類の内容等を市で審査

5. 公告

- ・ 要件を満たしている場合、下記の事項について市が3カ月以上の公告を実施

【公告事項】

- ① 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べる期間及び方法に関する事項

6. 情報提供

- ・ 異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施

7. 登記

- ・ 申請認可地縁団体は、必要書類（6. 情報提供の書面、公告後に認可した地縁団体台帳（写し）を含む）を持参し、法務局で登記

4. 地方自治法第260条の38第1項に掲げる事項を疎明するに足りる資料

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
 - ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
 - ② ①のほか、
 - ・ 公共料金の支払領収証
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書等
 - ③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか、
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
 - ① 下記の書類
 - ・ 認可地縁団体の構成員名簿
 - ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
 - ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等
 - ② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか、
 - ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面等
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと
 - ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
 - ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
 - ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面
- ※ なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

5. その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。